

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保 1) 埋設個別 05 R0
提出年月日	2023 年 10 月 20 日

廃棄体の定置に係る運用の変更の補足説明資料

目次



1. 概要	1
2. 経緯	2
3. 変更理由等	3
4. 保安規定の新旧比較	4
添付資料 1 : 保安規定の新旧比較 (3段表)	5
添付資料 2 : 運営課、保全課及び建設課の職務	8

1. 概要

本資料は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請内容のうち「廃棄体の定置に係る運用の変更」の経緯、変更理由等について説明するものである。

2. 経緯



- 2022年6月30日より前の「埋設事業部の旧組織体制」では、運営課内に運転グループ（設備操作を伴う操業を管轄）及び保全グループ（設備保守を管轄）を設置していた。
- 2022年6月30日の「埋設事業部の組織改正」では、運営課から保全グループを分離し、保全課として新たに設置した。
- この組織改正に伴い、保安規定第19条の廃棄体の定置に関する各規定を新たな組織体制に合う運用となるように主語を変更した。
- この変更によって、建設課長が実施する埋設設備の確認結果を保全課が確認することとなり、運営課長が定置前に実施する確認と重複が生じた。
- また、埋設事業部の組織改正以前から、運営課長が定置前に実施する確認の運用は、保安規定では明確になっておらず、下部要領・細則（※）に規定している。

※ 「廃棄物埋施設埋設管理要領」及び「廃棄体定置作業管理細則」

3. 変更理由等

【変更の理由】

廃棄体定置に係る運用について、保全課長および運営課長が行う確認の重複を解消するとともに、運営課長が定置前に実施する確認の運用を保安規定上で明確にすることで、保全課長及び運営課長のそれぞれの職務に応じた運用となるように適正化する。

【変更の内容】

- 保全課長が建設課長の確認結果を確認する規定を削除する。（第19条第2項）
- 運営課長が廃棄体定置前の確認を行うことを明確にする規定を追加する。（第19条第4項）

【変更の妥当性】

本変更によって、建設課長が実施する埋設設備等の確認結果について、保全課長および運営課長が重複して確認する運用が運営課によるものに一本化される。また、運営課長が定置前に実施する確認が保安規定で明確になり、廃棄体の定置に係る運用が適正化できることから本変更は妥当である。なお、定置前の確認を運営課に一本化することで、保全課による確認を取りやめることになるが、この変更は、運営課、保全課及び建設課のそれぞれの職務に応じた運用に適正化するものであり、安全性への影響はない。

4. 保安規定の新旧比較

現行	改正後
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること<u>及び第1項の結果</u>を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p><u>4</u> 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 省略</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること<u> </u>を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p><u>4 運営課長は、廃棄体を定置する前に、第1項、第2項及び第3項の結果を確認する。</u></p> <p><u>5</u> 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 省略</p>

添付資料 1

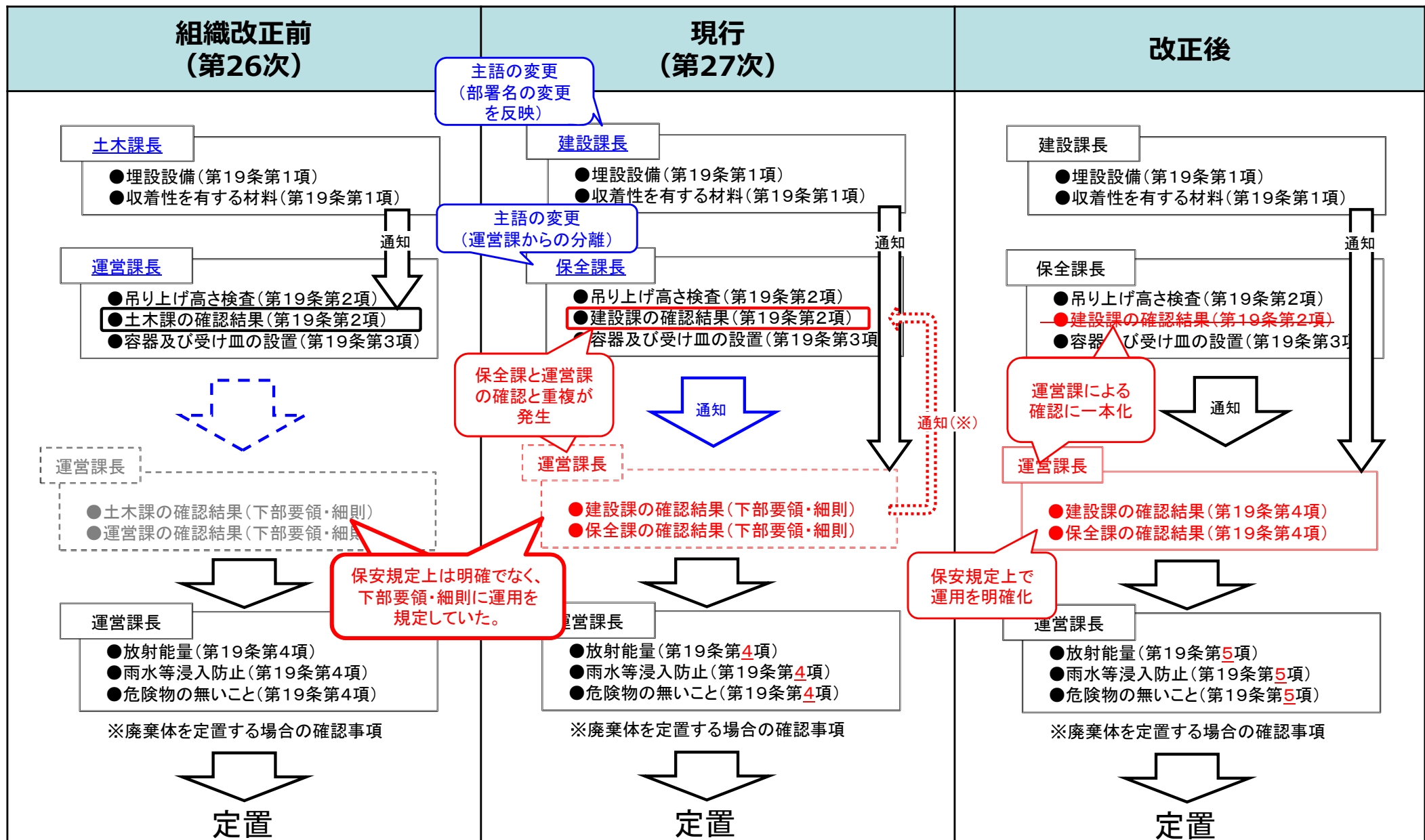
保安規定の新旧比較 (3段表)

保安規定の新旧比較（3段表）

組織改正前 (第26次)	現行 (第27次)	改正後
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する__。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する__。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 省略</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 省略</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること__を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する前に、第1項、第2項及び第3項の結果を確認する。</p> <p>5 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 省略</p>

【凡例】 青字：改正R26→27、赤字：改正R27→28（予定）

保安規定の新旧比較 (3段表) 運用イメージ



主語の変更
(部署名の変更を反映)

主語の変更
(運営課からの分離)

保全課と運営課
の確認と重複が
発生

保安規定上は明確でなく、
下部要領・細則に運用を
規定していた。

保安規定上で
運用を明確化

運営課による
確認に一本化

【凡例】 青字：改正R26→27、赤字：改正R27→28（予定）、実線：保安規定に規定、破線：下部要領・細則に規定

※ 保全課は建設課の確認結果を運営課に通知する規定があるため、運営課が建設課の確認結果を保全課に通知する運用を細則に規定（保安規定改正に伴い削除予定）

添付資料 2

運営課、保全課及び建設課の職務等

運営課、保全課及び建設課の職務

保安規定（職務）第8条 抜粋

（職務）

第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

<中略>

(19) **運営課長**は、廃棄体の受入れ、確認、**定置**、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工、埋設設備の排水の状況の監視及び埋設保全区域の設定に関する業務を行う。

(20) **保全課長**は、**施設管理**の取りまとめに関する業務を行う。

<中略>

(23) **建設課長**は、**埋設設備**の構築、覆土及び周辺監視区域の地下水位の監視に関する業務を行う。

<以下、略> 別表

運営課、保全課及び建設課の職務

別表1 施設の管理 及び点検、工事等 に関する業務の担当課長（第 8 条関係） 抜粋

設備等		保修担当課長	
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	建設課長
		覆土	
		排水・監視設備	保全課長 建設課長
	廃棄物埋設地の附属施設	低レベル廃棄物管理建屋	保全課長
		換気空調設備	保全課長
		放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備
廃棄体検査設備			